

平 15. 3 . 4
非 営 利 W G
5 - 2

資 料

(諸外国における寄附金収入等の取扱い)

諸外国における法人に対する非課税認定の要件（未定稿）

	アメリカ	イギリス (イングランド・ウェールズ)	ドイツ	フランス
認定要件等	内国歳入庁が、内国歳入法 § 501 (c) 等により限定列挙される免税法人・団体に該当するかについて、定款その他申請書類に基づき、承認。 内国歳入法に限定列挙される非課税団体について、認定団体数が上位のものを挙げると以下の通り（括弧内は 2001 年における当該認定団体数）。 ① 宗教、慈善、教育等の慈善団体（§ 501 (c) (3) 団体：865, 096） ※ 宗教団体は数に含まれず ② 社会福祉団体等（§ 501 (c) (4) 団体：136, 882） ③ 同業者団体、商工会議所等（§ 501 (c) (6) 団体：82, 706） ④ 友愛援助組織（§ 501 (c) (8) 団体：81, 112） 等	チャリティ目的のため設立された団体は、法人格の有無を問わずチャリティ委員会に登録義務があり、チャリティ委員会が下記の全ての要件に該当するものとして判断し、認定すれば登録チャリティとなる。 〈チャリティ目的—判例法により確立〉 ① 貧困の救済、教育の振興、宗教の振興、その他社会に有益な目的のうち1つに該当すること ② 他の者に対して援助等を提供するものであること ③ 特定の個人を対象としたものでないこと ④ 人類にとって有害なものでないこと ⑤ 違法なものでないこと ⑥ 政治的なものでないこと 〈その他の要件—判例法等により確立〉 ⑦ 独立した組織であること ⑧ 一般の人々に対する便益が会員に対する便益よりも優位性を有すること ⑨ 援助対象又は会員資格に条件を課さないこと ⑩ 残余財産の分配不可 等	税務署が下記の全ての要件に該当するか否かを判断し、認定。 ① 公益、慈善、宗教目的のいずれかに該当すること ※ 公益目的とは、物理的、精神的又は道徳的に社会に貢献する活動を非営利に行うものをいう。 ② 残余財産は出資額を限度として構成員に帰属し、なお残余がある場合は団体の本来の目的のために使用されること ③ 団体財産を政党への直接的・間接的な支持に使用しないこと ④ 特定の者を優遇しないこと ⑤ 定款に記載された目的を排他的に、かつ、直接に行うこと ⑥ 租税優遇されるべき要件が備えられているか否かを定款に基づいて検討できる程度に定款の目的及び実現方法の記載が詳細であること 等	課税庁による事前の認定手続は存在せず、税務署が下記の非営利の基準に合致しているか否かを事後的に判断。基準に合致していれば、課税所得を申告しないことを追認し、非課税。 非営利の判断基準としては以下の3つの要件を全て満たしていることが必要 ① 経営が非営利であること ② 営利会社と競合しないこと、又は総合的に判断して営利会社に類していないこと ③ 営利会社と特別の関係にないこと

諸外国における寄付金収入等の法人課税上の取扱(概要)

	概 要
アメリカ	【贈与・遺贈による収入】⁽¹⁾ 遺産課税方式のもとで、贈与者(寄付者)において遺産税・贈与税の課税ベースに含まれており、受贈者たる法人はその法人・事業の性格に関らず非課税。
イギリス	【税法上の所得分類に属さない収入】⁽²⁾ 遺産課税方式のもとで、贈与者(寄付者)において遺産税・贈与税の課税ベースに含まれており、受贈者たる法人はその法人・事業の性格に関らず非課税。
ドイツ	【所得の種類に応じた特別の区分なし】⁽³⁾ 公益、慈善、宗教目的のいずれかの活動を行う団体として認定された法人が行う目的適合事業に係る収入は、非課税。非目的適合事業に係る収入は、課税。 なお、目的適合事業は、団体目的に役立ち、団体目的の達成に不可避な範囲を超えて競争しないことが要件。
フランス	【所得の種類に応じた特別の区分なし】⁽⁴⁾ 事業が非営利目的であり、営利会社と競合しないと判断される団体(税務署が事後的に非課税と判断)が行う非収益事業に係る収入は、非課税。収益事業に係る収入は、課税。⁽⁵⁾ なお、収益事業と非収益事業が区分できない場合、事業全体が課税対象となる。

⁽¹⁾ 遺贈・贈与による収入には寄付金も含まれる。会費、補助金等については調査中。

⁽²⁾ 税法上の所得分類に属さない収入には寄付金が含まれる。会費・補助金等については、各々について判例等によりその取扱が定められている。

⁽³⁾ 所得には一般的に寄付金が含まれる。会費、補助金等については調査中。

⁽⁴⁾ 所得には、寄付金、会費、補助金等も含まれる。

⁽⁵⁾ 非営利目的社団(公益社団、届出非営利社団)のうち、設立要件の比較的軽微な届出非営利社団については、寄付金を受領する権利能力が法令上制限されており、また、公益社団については、寄付金を受領するために行政庁の許可が必要とされる場合がある。